兵庫県再犯防止推進計画策定に向けた検討

はじめに

現在

【再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)】

(地方再犯防止推進計画)

第八条

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、<u>当該都道府県又は市町村における再犯の防</u>止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)を定めるよう努めなければならない。

【兵庫県の地方再犯防止推進計画】

地域安全まちづくり推進計画 行動7「更生支援と再犯防止対策を推進する」

県民·事業者等への理解促進 就労支援等の充実 福祉的支援を必要とする出所者等への保護·医療·福祉サービスの提供 関係機関·団体等との連携強化

国の次期計画の策定にあわせ、独立した地方再犯防止計画を策定

(参考:国次期計画の予定(R4.7.11法務省主催 全国会議より))

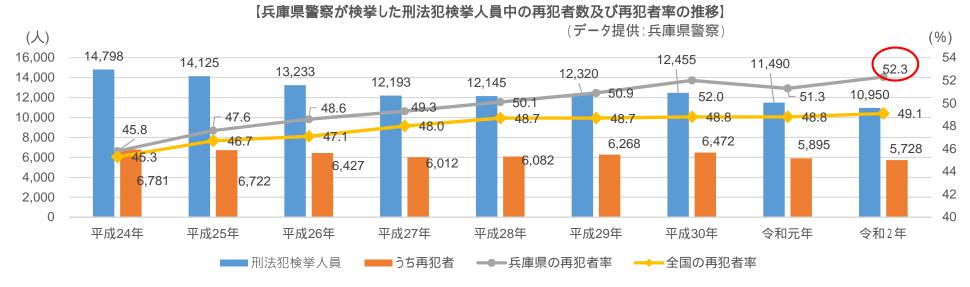
R4.8~次期計画(案)の各論・案文検討 R4.12次期計画(案)の案文策定

R5.1~パブリックコメント R5.3閣議決定

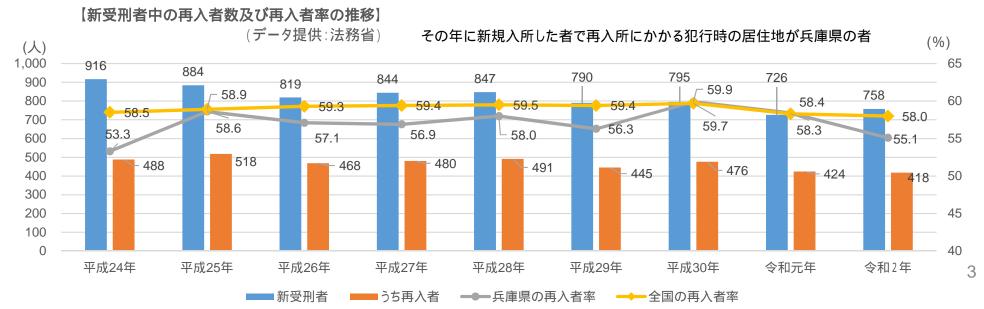
【本県における再犯の状況】

県内の刑法犯認知件数は平成14年をピークに19年連続で減少

一方で、再犯者率は年々上昇を続け、平成28年に50%を超え、令和2年には過去最高の52.3% を記録(R2全国平均49.1%)



また、新受刑者に占める再入者の割合についても6割弱で高止まり

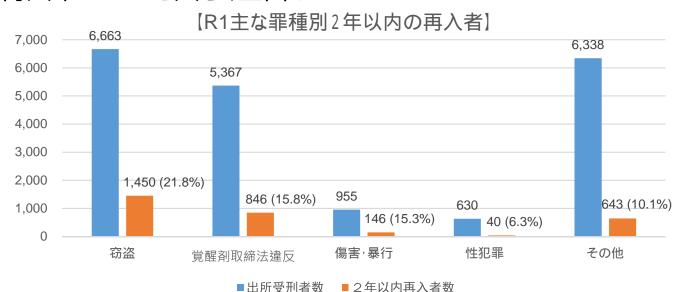


全国の2年以内の再入率は、満期釈放等出所受刑者、仮釈放等出所受刑者ともに減少ただし、満期釈放等出所受刑者の2年以内の再入率は、仮釈放等出所受刑者の2倍以上犯行時の居住地が兵庫県にある者の2年以内再入者数も、全国同様に減少傾向

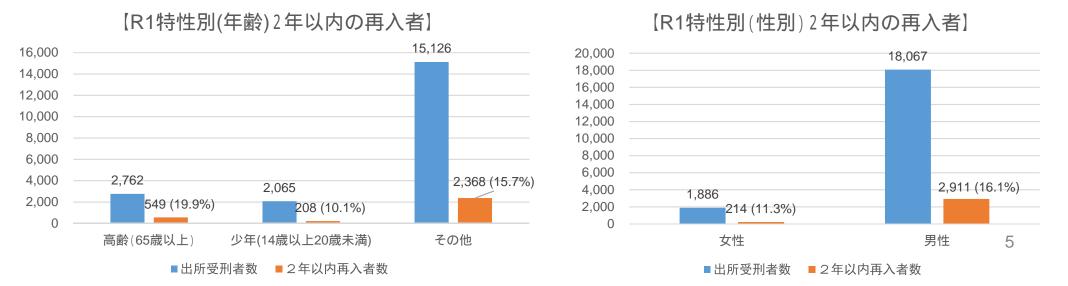
【出所受刑者の2年以内の再入者数及び再入率】(データ提供:法務省) (単位:人)

			<u> </u>	È	玉	,				犯行時の居住
年次 (出所年)	出所 受刑者数	うち満期釈放等 出所受刑者	うち仮釈放等出 所受刑者	2年以 再入者		うち満期釈出所受		うち仮釈 出所受		地が兵庫県 2年以内 再入者数
H24年	27,463	12,763	14,700	5,100	18.6%	3,487	27.3%	1,613	11.0%	174
25年	26,510	11,887	14,623	4,804	18.1%	3,173	26.7%	1,631	11.2%	170
26年	24,651	10,726	13,925	4,569	18.5%	2,928	27.3%	1,641	11.8%	158
27年	23,523	9,953	13,570	4,225	18.0%	2,709	27.2%	1,516	11.2%	145
28年	22,909	9,649	13,260	3,971	17.3%	2,470	25.6%	1,501	11.3%	156
29年	21,998	9,238	12,760	3,712	16.9%	2,348	25.4%	1,364	10.7%	165
30年	21,032	8,733	12,299	3,396	16.1%	2,114	24.2%	1,282	10.4%	150
R元年	19,953	8,313	11,640	3,125	15.7%	1,936	23.3%	1,189	10.2%	116

令和元年の主な罪種別の2年以内の再入率では、窃盗が21.8%と最も高く、全体の2年以内の再入率15.7%を大きく上回る



令和元年の特性別の2年以内の再入率では、年齢では高齢(65歳以上)が19.9%と高く、少年(14歳以上20歳未満)は10.1と低い。なお、性別では男性の方が16.1%と高くなっている



今回検討する計画について

計画期間

令和5年度から令和9年度(5年間) 国計画5年

(基本理念)

犯罪をした人等の立ち直り等を支援するとともに、住民一人ひとりがその人達への理解を深め、見守り、共存する地域づくりをめざす (地域安全まちづくり推進計画行動 7 から)

国の再犯防止推進計画に基づいて、地域安全まちづくり推進計画の行動7を再整理

【地域安全まちづくり推進計画】

行動7 更生支援と再犯防止対策を推進

県民・事業者等への理解の促進

就労支援等の充実

福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供

関係機関・団体等との連携強化

新計画

重点課題

- 1 就労・住宅の確保
- 【2 保健医療・福祉サービスの利用促進(高齢者又は障害者、薬物依存者)
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 4 特性に応じた効果的な支援
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 推進体制等《独自》

重点課題 1(1)就労の確保

【現状】

再犯新受刑者のうち、無職であった者の割合は7割前後と高いが、人数・割合ともに減少傾向

【再犯時に兵庫県に居住していた新受刑者】(データ提供:法務省)

	H28	H29	H30	R1	R2
再犯新受刑者	491	445	476	424	418
うち無職者	359	313	328	291	279
割合	73.1%	70.3%	68.9%	68.6%	66.7%
全国の割合	72.8%	72.3%	72.0%	71.0%	71.8%

神戸保護観察所において保護観察終了時に無職である 者の割合は3割強で横ばい

【仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者】(データ提供:法務省)

					-, ,,
	H28	H29	H30	R1	R2
保護観察終了者数	670	743	751	709	698
うち無職者	216	230	228	254	216
割合	32.2%	31.0%	30.4%	35.8%	30.9%
全国の割合	33.3%	32.8%	30.6%	30.3%	34.7%

県内のハローワークにおける支援対象者のうち、就職した人の割合は、R1までは増加傾向

【刑務所出所者総合的就労支援対策の対象者】(データ提供:法務省)

			•		
	H28	H29	H30	R1	R2
支援対象者数	406	474	472	439	430
うち就職者	80	129	222	192	150
割合	19.7%	27.2%	47.0%	43.7%	34.9%
全国の割合	37.4%	40.4%	45.8%	50.2%	46.0%

【課題】

求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していない

社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身につけていない

能力と職業のミスマッチによって一旦就 職しても離職してしまう

協力雇用主に登録していても、実際 に雇用している人は少ない(兵庫県の協力 雇用主のうち実際に雇用しているのはR2で4%)

福祉的支援の対象とならないが、一般就労をすることが難しい障害者がいる

就労意欲が低かったり、就労支援を 望まない人が少なからずいる

【取組】

再犯防止には、安定的な就労への取組が必要

雇用促進に向けた雇用主の負担軽減【産業労働部】

・刑務所出所者等を新たに雇用する民間事業者に対して、神戸保護観察所等関係機関と連携して最大 4ヶ月間の給与、研修費の一部を補助

就労に必要な基礎的能力等の習得や就職支援【産業労働部】

・神戸保護観察所等関係機関と連携しながら、就労を希望する保護観察対象者等にビジネス基礎研修や 企業での職場体験を提供するとともに、就職活動時に助言・指導を実施

協力雇用主の拡大や雇用環境の整備支援【産業労働部】

・(特非) 兵庫県就労支援事業者機構に就労支援員を配置し、協力雇用主への受入拡大の働きかけや新規協力雇用主の開拓のほか、雇用環境の整備を支援するための事業主向けセミナー等を実施

ひょうご・しごと情報広場運営事業【産業労働部】

・求職者に対し、職業経験・能力の内容や程度に応じた就労支援を行うワンストップサービス体制を確立 し早期就職を促進

保護観察対象者等の就労に対する理解の促進【産業労働部】

・更生保護就労支援等について理解を深めるシンポジウムの開催や情報誌の発行による広報活動を通 じて、保護観察対象者等の就労に対する理解を促進

就労までの自立支援【福祉部】

・失業等によって生計維持が困難となった者で、今後継続した就労により生活の自立が見込まれる者に 対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費などの必要な費用を貸し付け

暴力団離脱者への就労支援【警察本部】

·暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰·定着を促進するため、離脱·就労や社会復帰に必要な社会環境·フォローアップ体制を充実

入札・契約制度における優遇措置【土木部】

・刑務所出所者や保護観察対象者等を雇用した事業者(下請け事業者が雇用した場合を含む)に対し、 県の入札·契約制度の技術·社会貢献評価数値を加点

1(2) 住居の確保

【現状】

県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者は200人以上。更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、退所後は地域で住居を確保する必要あり

【兵庫県内の施設で一時的に居場所を確保した者】(データ提供:法務省)

	H28	H29	H30	R1	R2
更生保護施設	258	248	276	263	185
自立準備ホーム	5	0	3	7	15
計	263	248	279	270	200

県内の刑務所を出所した者のうち、出所時に帰住先が ない者は、R2年で229人、割合は15.8%

【兵庫県内の刑務所出所者 】(データ提供:法務省)

	H28	H29	H30	R1	R2	
刑務所出所人員	1,700	1,658	1,602	1,540	1,445	
うち帰住先がない者	354	274	215	197	229	
割合	20.8%	16.5%	13.4%	12.8%	15.8%	
全国の割合	20.7%	17.7%	17.2%	16.9%	17.3%	

県内の各刑務所には、居住地が兵庫県以外の者も収容

県内の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録数は、R2に 大幅に伸びているものの、依然5%程度にとどまる

【兵庫県内の入居を拒まない住宅の推移】 (単位:戸)

	H28	H29	H30	R1	R2		
兵庫県の民間賃貸住宅	532,900	532,900	554,600	554,600	554,600		
うち入居を拒まない住宅	1,514	1,568	1,810	2,770	24,639		
割合(%)	0.3%	0.3%	0.3%	0.5%	4.4%		

H28~H29はH25年度住宅土地統計調査、H30~R2はH30年度住宅土地統計調査の数値を代入

【課題】

住居は、就労をはじめとする生活の基本となるものであるが、犯罪をした人等は、定住先を確保しにくい

〔原因〕

- ・身元保証人を得ることが困難
- ・家賃滞納歴等により民間家賃保証会社の利用ができない
- ·初期費用を賄えるまとまったお金 がない

【取組】

地域で生活していくためには住宅の確保 が不可欠

恒久的·安定的な住宅の確保への取組 が必要

県営住宅への一時的な入居【まちづくり部】

- ・矯正施設退所者が退所後早期に住宅を確保できない場合、県営住宅を一時入居住宅として提供 入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進【まちづくり部】
- ・住宅セーフティーネット法に基づき、入居を断らない住宅を登録・公表するとともに、バリアフリー等の改修や低額所得者の家賃低廉化に対して支援
- ・ひょうご住まいづくり協議会事業としても、入居を拒まない住宅及び取扱宅建事業者等を登録・公表する 「ひょうごあんしん賃貸住宅事業」を実施

居住支援法人の指定【まちづくり部】

・住宅セーフティーネット法に基づき、登録住宅の入居者への家賃債務保証や、賃貸住宅への入居に係る 情報提供・相談等の居住支援を行う居住支援法人を指定

生活困窮者に対する住宅確保支援【福祉部】

- ・生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて家賃等の住居に要する費用を扶助(生活保護(住宅扶助))
- ・就労能力と就労意欲があり、離職又はやむを得ない休業等により住居を失った又は失うおそれがある人に対して、賃貸住宅の家賃を支給(住宅確保給付金)

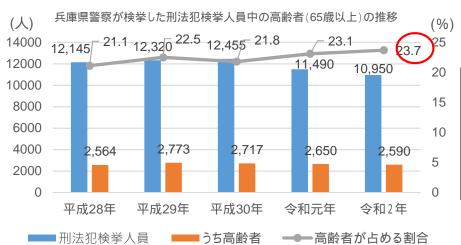
ひょうご住まいサポートセンターの運営【まちづくり部】

・(公財)兵庫県住宅建築総合センター内の「ひょうご住まいサポートセンター」において住まいの相談事業等を実施

2(1) 高齢者又は障害者への支援

【現状】

本県の刑法犯検挙人員中の高齢者(65歳以上)の割合は年々増加し、R2は23.7%と4人に1人が高齢者高齢者の刑法犯検挙人数のうち、再犯者が占める割合はR2で53.7%と、全体平均(52.3%)を上回る



【高齢者の初犯者・再犯者の内訳】(データ提供:兵庫県警察)

	H28	H29	H30	R1	R2
初犯者数	1,242	1,356	1,269	1,235	1,198
再犯者数	1,322	1,417	1,448	1,415	1,392
計	2,564	2,773	2,717	2,650	2,590
再犯者率(/)	51.6%	51.1%	53.3%	53.4%	53.7%

本県の刑法犯検挙人員中の精神障害者等の割合は1%~2%程度

精神障害者等の刑法犯検挙人数のうち、再犯者が占める割合はR2で58.6%と、全体平均(52.3%)を上回る

【兵庫県の刑法犯検挙人員】(データ提供:兵庫県警察)

	H28	H29	H30	R1	R2		
刑法犯検挙人員	12,145	12,320	12,455	11,490	10,950		
うち精神障害者等	252	278	337	183	157		
割合	2.1%	2.3%	2.7%	1.6%	1.4%		
全国の割合	1.8%	1.8%	1.3%	1.0%	0.7%		

【精神障害者等の初犯者・再犯者の内訳】(データ提供:兵庫県警察)

	H28	H29	H30	R1	R2
初犯者数	113	118	146	86	65
再犯者数	139	160	191	97	92
計	252	278	337	183	157
再犯者率(/)	55.2%	57.6%	56.7%	53.0%	58.6%

【課題】

- ・福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望し ないなどの理由から特別調整の対象とならない場合がある
- ・高齢者や障害者のおかれた様々な状況に応じた、多様な支援やサービスが必要

【取組】

自立した生活を営むことが困難な高 齢者や障害者が、地域の中で安定した 生活を営むことができる取組が必要

地域生活定着支援センター事業【福祉部】

・矯正施設退所や起訴猶予処分等となった高齢者や障害者で、自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるように、行政機関や 県弁護士会等と連携して、必要な福祉的支援に円滑に繋ぐための支援事業を実施

[出口支援(矯正施設退所者支援)]

対象者:矯正施設から退所後、自立生活を営むことが困難と認められる高齢者及び障害者

[入口支援(被疑者·被告人支援)]

対象者:司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で起訴猶予処分等による釈放後、自立生活を営むことが困難と認められる高齢者及び障害者

特別調整による出所後の生活安定への支援【福祉部】

・矯正施設に収容されている高齢者や障害者で、かつ帰住予定地のない者に対して、出所後速やかに公共の衛生福祉に関する機関等による、必要な介護、医療、年金その他各種サービスを受けることができるよう、申請支援等の特別調整を実施

認知症にかかる相談体制の整備【保健医療部】

・高齢者や家族・支援者等に対し、認知症に関する相談・情報提供を実施

県営住宅への優先入居【まちづくり部】

・高齢者世帯や障害者世帯など、住宅に困窮する低所得者の中でも特に困窮度が高い者について、 県営住宅への優先入居を図る

2(2)薬物依存者等への支援

【現状】

兵庫県警察における覚せい剤取締法違反検 挙人員のうち、約6割が同法違反の前科があ る者となっており、再犯率が高い

神戸保護観察所における薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の割合は、増加傾向

【兵庫県における覚せい剤取締法違反検挙人員】(データ提供:兵庫県警察)

	H28	H29	H30	R1	R2
覚せい剤取締法 違反検挙人員	417	379	386	378	386
うち同法違反の 前科がある者	250	230	226	230	232
割合	60.0%	60.7%	58.5%	60.8%	60.1%
全国の割合	61.0%	60.8%	61.5%	61.5%	62.3%

【神戸保護観察所における薬物事犯保護観察対象者】(データ提供:法務省)

	H28	H29	H30	R1	R2
薬物事犯保護 観察対象者	316	349	342	375	376
うち治療・支 援を受けた者	5	6	11	25	21
割合	1.6%	1.7%	3.2%	6.7%	5.6%
全国の割合	4.4%	5.2%	6.8%	7.0%	7.2%

【課題】

- · 矯正施設、保護観察所、地域の保健医療·福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等について効果的な支援等を行う体制が不十分
- ・一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携が不十分

【取組】

薬物依存症者の回復を図り、再犯 の防止を促進するため、途切れることなく継続的に支援する取組が必要

薬物依存症者の医療体制の充実【福祉部】

・薬物依存に関する治療拠点機関、専門医療機関の指定を行うとともに、薬物依存症に起因する精神症 状の対応、回復に向けた関係機関との連携方策等についての医療従事者への研修を実施し、医療提供 体制を強化

薬物依存に関する相談窓口の充実【福祉部・保健医療部・警察本部】

- ・医療機関等と連携し、薬物依存症者への相談や家族教室、専門医等による個別相談を実施
- ・精神保健福祉センターや各保健所等、身近な場所での薬物相談窓口を設置し相談対応を充実するととも に、薬物乱用の青少年の相談や指導に対応

薬物依存症者、乱用者の社会復帰支援の充実【保健医療部】

・薬物依存症者、乱用者の社会復帰を支援するため、薬物の再乱用防止プログラムや依存離脱指導カリキュラムの充実に取り組む矯正施設や保護観察所、薬物依存症の治療を実施する専門医療機関、自助グループとの連携を強化

薬物乱用防止指導員協議会による薬物乱用防止活動【保健医療部】

・覚醒剤、大麻等薬物の乱用防止のための啓発活動のほか、講演などの予防啓発の指導を行うため、兵 庫県薬物乱用防止指導員を配置し、薬物乱用防止の徹底を図る

関係機関の連携強化【保健医療部】

・地域における薬物依存に関する課題を共有し、協働して課題解決に対応するため、県、医療機関、ダルクなど民間団体等との連携を強化

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

【現状】

兵庫県警察における令和3年の犯罪少年(14歳以上20歳未満)の検挙数は944人、全体に占める割合は9.2%とともに減少傾向ではあるが、再犯者の占める割合は35%前後と横ばいの状況

【兵庫県の刑法犯検挙人員中の犯罪少年の数】(データ提供:兵庫県警察)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯検挙人員	12,145	12,320	12,455	11,490	10,950	10,212
うち犯罪少年数	1,710	1,457	1,325	1,055	1,063	944
割合	14.1%	11.8%	10.6%	9.2%	9.7%	9.2%
うち再犯者	614	546	468	334	385	325
割合	35.9%	37.5%	35.3%	31.7%	36.2%	34.4%

再犯時に本県に居住していた新受刑者のうち、高等学校に進学していない者の令和2年の割合は43.3%、高等学校を中退した者の割合は21.1%と、あわせると6割を超える

令和3年の少年院入院者の非行時における最終学歴は、高校中退が最も多く、全体の5割以上を占める

【再犯時に兵庫県に居住していた新受刑者】(データ提供:法務省)

1 1110円 107(1年)に		いたが及力		7 JAE 17 · 72	1371 日 /
	H28	H29	H30	R1	R2
受刑者数	491	445	476	424	418
高等学校未進学者	278	246	227	207	181
高等学校中退者	81	82	112	88	88
計 (+)	359	328	339	295	269
割合(/)	73.1%	73.7%	71.2%	69.6%	64.4%
未進学のみ(/)	56.6%	55.3%	47.7%	48.8%	43.3%
中退のみ(/)	16.5%	18.4%	23.5%	20.8%	21.1%
				1	
全国の割合	72.0%	71.7%	70.9%	70.2%	69.9%
未進学のみ	45.9%	44.8%	43.7%	44.1%	42.5%
中退のみ	26.1%	26.9%	27.2%	26.0%	27.4%
·					·

【令和3年の少年院入院者の非行時における最終学歴 】(データ提供:大阪矯正管区)

	中学在学	中学卒業	高校在学	高校中退	高校卒業・その他	計
少年院入居者数	7	15	15	52	6	95
割合	7.4%	15.8%	15.8%	54.7%	6.3%	100.0%

入院に係る非行時の居住地が兵庫県の者

【課題】

- ・学校や地域における非行の未然防止に 向けた取組が不十分
- ·犯罪をした者等の継続した学びや進学· 復学のための支援等が不十分

【取組】

少年たちの健全育成を図り非行を未然に 防止するとともに、非行や犯罪に陥った少年 の立ち直り支援や、学校をやめさせない支 援、学校を中退した少年のチャレンジする場 の提供等のさらなる取組が必要

少年サポートセンターの運営【警察本部】

・地域の少年非行防止活動の中心的役割を担う機関として、県下12カ所に少年サポートセンターを設置。 警察官と少年補導職員により、少年相談活動、街頭補導活動、立ち直り支援活動、学校等との連携、 非行防止教室、広報啓発活動等の様々な取組を実施

青少年を取り巻〈有害環境実態調査【県民生活部】

・青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある営業を対象に、県民局·県民センター等に設置し た青少年愛護推進員が調査や業者指導を行い、市町や学校等に情報提供

青少年育成スクラム会議の開催【県民生活部】

・兵庫県青少年を守る店連絡協議会をはじめ、事業者、青少年育成団体等51団体が参画し、青少年健全育成の課題・方策、非行・被害防止等について協議を実施

市町の青少年の保護・非行防止の取組支援【県民生活部】

- · 青少年の保護·非行防止を図るため、研修会等の開催を通じて、市町による青少年補導活動を支援 学校における人権尊重の意識を高めるための教育【教育委員会】
- ・刑を終えて出所した人や犯罪被害者等の人権課題についての正しい理解と共生をめざす意欲や態度 をはぐくむために県教育委員会が作成した人権教育資料の効果的な活用等
- ・また、教職員に対しても、研修会の開催や教育資料の普及等を通じて、児童・生徒への指導力の向上 や人権意識の高揚を図る

地域で見守る機運の醸成【県民生活部、土木部、まちづくり部、教育委員会、警察本部】

・非行少年の立ち直りについて、地域での声かけ、居場所づくり、継続的な補導活動等、非行少年の特性に応じ、地域、関係団体、関係機関等が連携して、社会的、教育的に配慮した支援に努める 16

4 特性に応じた効果的な支援

性犯罪者

令和2年の性犯罪による新受刑者19名のうち、入所 回数が2回以上の者が4名(21.1%)

上記4名のうち、累犯者(再犯期間が5年未満の者) が3名と多くを占める

入所に係る犯行時の居住地が兵庫県の者

【R3の性犯罪による新受刑者】(データ提供:大阪矯正管区)

		rh <u> </u>				
	人数					
	人数	入所1度	入所2度以上	うち累犯		
性犯罪による新受刑者数	19	15	4(21.1%)	3		

ストーカー加害者

ストーカー規制法による検挙件数は、R3年は88名と 横ばいの状況

県警におけるストーカー事案の相談受理件数は、や や減少傾向がみられるものの、警告数・禁止命令数 は近年は増加傾向

【兵庫県におけるストーカー事案の検挙件数】(データ提供:兵庫県警察)

	H29	H30	R1	R2	R3
ストーカー規制法	94	77	95	84	88

【兵庫県警におけるストーカー事案の相談受理件数等】(データ提供:兵庫県警察)

		H29	H30	R1	R2	R3
相	談受理件数	1,103	1,142	1,095	966	980
	警告数	87	40	65	55	73
	禁止命令数	82	92	98	111	138
	計	169	132	163	166	211

暴力団関係者等

県警が検挙(刑法犯・特別犯)した暴力団 439人 93% 員等のR3の再犯率は93%と非常に高い

【暴力団員等】 初犯者 33人 7%

再犯者

【暴力団関係者等支援(概数)】(データ提供:兵庫県警察)

	H29	H30	R1	R2	R3
離脱支援者数	10	30	30	40	10
離脱者就労支援者数	1	2	0	0	1

【課 題】

- ・専門的で、特性に合った一貫性・継続性を持 つ指導・支援が必要
- ・世間的に拒否感が強い

【取組】

それぞれの対象者の特性に応じた指導・支 援の充実に向けた取組が必要

性犯罪者への対応【警察本部】

・法務省の協力を得て、子供に対する強制わいせつ罪等の暴力的性犯罪で刑事施設に収容された者について、出所後の継続的な所在確認や面談など再犯防止に向けた支援を実施

ストーカー加害者への対応【警察本部】

・心理警察官(臨床心理士資格を有する警察官)がストーカー加害者に対して面接を行い、精神状態の分析評価に基づいて精神科医療への受診を促すとともに、受診を望む者には医療機関との調整を実施。また、警察署担当者には、加害者との対応において参考となる事項を助言

暴力団関係者等への対応【警察本部・暴力団追放兵庫県民センター】

- ・警察本部と警察署が連携し、偽装離脱を防ぎ、真に離脱意志を有するものに対し、支援を実施
- ・保護観察所等の関係機関と連携し、社会復帰アドバイザー等が就労意志を確認後、兵庫県暴力団離脱 者就労協議会に加盟する受け入れ賛助事業所との連携を図り、就労支援を実施
- ・就労後は、社会復帰アドバイザー等が定期的に受入賛助事業所に訪問して、状況確認や相談対応を行 う等アフターケアを実施
- ・離脱者にとって魅力的な事業所を多く確保するため、警察活動に協力的な事業所、企業・職域団体等に対し、受入賛助事業所確保に向けた、直接の働きかけを実施

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

【現状】

再犯防止の取組は、保護司や更生保護女性会、BBS会、篤志面接委員、教誨師など、多くの民間協力者によって支えられている

保護司の高齢化が進行するとともに、民間ボランティ

アが減少傾向

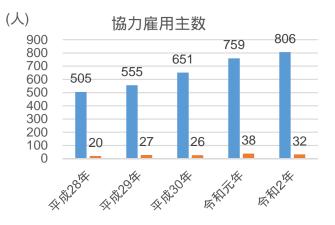
【全国の保護司の年齢構成】

	平成30年	令和4年				
70歳以上	31.6%	36.9%				
60~69歳	48.6%	42.1%				
50~59歳	14.7%	14.7%				
40~49歳	4.5%	5.6%				
40歳未満	0.6%	0.7%				

(人)兵庫県内の保護司の人数及び充足率の推移(定数2,151人)(%)



協力雇用主数は増加しているが、登録業種と就職したい業種とのミスマッチ等により、実際に雇用している協力雇用主は伸び悩み



■協力雇用主数 ■うち実際に雇用している協力雇用主数

民間の更生保護団体

- ·兵庫県保護司会連合会
- ·更生保護法人兵庫県更生保護協会
- · 兵庫県更生保護施設連盟
- ·兵庫県更生保護女性連盟
- ·兵庫県BBS連盟
- ·NPO法人兵庫県就労支援事業者機構

【課題】

- ・地域社会の人間関係の希薄化等 により従前のような民間ボランティア の活動が困難
- ・民間協力者が広がるような活動しやす い環境づくりが必要

【取組】

地域社会における「息の長い」支援を確保するため、民間ボランティア や民間団体等への支援を行うとと もに、県民に広〈再犯防止につい ての関心と理解が深まるよう、広報・啓発を実施

関係団体等の運営や活動等に対する支援【県民生活部、福祉部】

・更生保護法人兵庫県更生保護協会に対する運営・事業費補助や、教誨師の活動支援、更生保護施設の施設整備への補助、兵庫県弁護士会の社会的弱者支援事業に対する補助を実施

「社会を明る〈する運動」の周知【県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、土木部、まちづ〈リ部】

・「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、多様な手法を活用してわかりやすく広報し、県民の理解を促進

再犯防止に取り組む個人・団体等の顕彰の促進【県民生活部】

・再犯を防止する社会づくりに功績・功労があった個人・団体等を地域安全まちづくり活動賞等において表彰するとともに、国が設置する表彰制度に推薦

独自の再犯防止施策手引書の活用(県民生活部)

・保護司等の更生保護関係者の活動を支援するとともに、多様な関係機関の支援の充実につなげるため、 関係機関の各種支援制度等を紹介する手引書を作成し、更生保護関係者に配布することにより、支援対 応の質の充実を図る

推進体制等

推進体制

兵庫県再犯防止関係機関連絡会議の設置【県民生活部】

・再犯防止対策をさらに推進するため、国、県、市町、県警、関係団体などの38機関が参加する連絡会議を設置し、各機関が連携した効果的な支援策を展開

県市町が連携した支援の充実【県民生活部、福祉部、産業労働部】

- ・県、市町が連携し、効率的に生活に密着した支援ができるよう、情報共有の機会を拡充
- ・県と市町の再犯防止連絡会議等を設置するなど、課題の共有や県市町一体となった支援体制等の調整を図る

国との協働

情報の共有【県民生活部、福祉部、産業労働部、まちづくり部】

· 法務省が把握する出所者(満期出所者を含む)への支援を行うために必要な情報や、犯罪をした者等に対する指導・指導についての調査研究等、支援に役立つ情報の適切な提供を求め、市町や関係機関・団体等と共有

地域の実情に応じた施策の推進【県民生活部、福祉部、産業労働部】

・地域の実情に応じた施策を推進するとともに、国と協働で取り組むことが望ましい施策等を積極的に国に提案

【再犯防止対策の連携イメージ】

